1月22日
受付開始

税の申告・相談は予約制です

要予約

町県民税の申告・所得税及び復興特別所得税の確定申告

令和６年に朝日町で設ける確定申告会場は予約制とさせていただきます。予約は、下記のとおりです。
※予約状況については、朝日町ホームページにて公開します。

	来　庁	電　話 （377－5655）	メ　ー　ル （shinkoku@town.asahi.mie.jp）	
1 予約方法	税務課窓口へお越しください	税務課（377－5655）へ電話してください	件名：申告予約 本文：①氏名　②生年月日　③住所 ④日中の連絡先電話番号　⑤希望日時 ⑥申告項目（収入及び控除） ※⑤は下記の「３.申告受付期間内」でご記載ください。	左記内容で送信ください。
			※メール送信から翌々日の役場開庁日までに予約確定の返信をいたします。予約が確定しなかった場合は「④日中の連絡先電話番号」へ連絡いたします。	
2 予約受付期間	１月22日(月)より**３月14日(木)**までの土・日・祝日を除く平日の９時～17時		１月22日（月）より３月11日（月）まで。	
3 申告受付期間	２月16日（金）より３月15日（金）までの土・日・祝日を除く平日の９時～11時及び13時～16時 住民税申告及び所得税の還付申告は、**２月１日（木）**より受け付けします。			
4 申告会場	朝日町役場２階大会議室　（２月26日（月）より２階第１及び第２会議室となります。）			
5 申告関するお願い	➢予約せずにお越しになられた場合、予約の方が優先となりますので、当日の予約枠が埋まっている場合は後日の予約となる場合があります。予めご容赦ください。 ➢譲渡・贈与に関する申告、分離申告、住宅借入金控除一年目の申告、青色申告など高度な知識を要する申告は受付できかねますので、四日市税務署が用意する申告会場等をご利用ください。 ➢ご自身で申告書が作成できている方は、直接税務署へ郵送してください。 ➢申告資料（特に下記の事前準備が必要な事項等）が整っていない場合は再予約となります。			

6 事前準備が必要な事項	申告項目	事前準備項目
	(イ) 医療費控除	(イ) 医療費控除の明細書
	(ロ) 一般・農業・不動産所得	(ロ) 収支内訳書
	(ハ) 配当所得（総合課税のみ）	(ハ) 当町指定様式
	(ニ) ふるさと納税	(ニ) 金額の合計をお伝えください

（イ）（ロ）の書式は国税庁ウェブページもしくは下記の当町ウェブページより入手してください。
（ハ）の書式は当町ウェブページ（https://www2.town.asahi.mie.jp/www/genre/1000100000005/index.html）より入手してください。総合課税で配当所得を申告される方は当町指定様式に加え、配当通知書の原本も持参してください。